

〇〇里づくり協議会 意見書詳細

区分	内容	意見等
申請者 (要領第5条)	〇〇里づくり協議会	自治会等地域団体
実施場所	神戸市西区〇〇1番2, 3, 4	
実施場所詳細 (森林としての適)	用途地域：市街化調整区域	用途地域：市街化調整区域 特記：東側隣接区域は、市街化区域（第2種住専、道路挟んで東側は準工業地区）
	森林法：第5条区域（林班〇〇キ）	隣接する新住宅市街地開発整備事業にともなう森林法上の手続きが未了と思われる。
	共生ゾーン：環境保全区域	
事業量・事業費	m ² 円	現況確認により、森林に含まれない人工法面が含まれている（約 m ² 程度） 図上面積については、概ね問題はないが、実際に整備される区域については精査が必要
現況及び目的	竹木が繁茂しており、地区内の景観保全及び近隣圃場への日照確保のため整備する。	（現場確認状況） 広葉樹林内に竹が相当数混入しており、見通しが悪い状況。 高層にコナラ、アベマキなど。下層にアラカシなどの常緑樹
計画の概要	竹及び樹木を伐採・枝払いし、その場で積み置きする。	急峻な個所も多いため、林地内に残材する場合は、等高線沿いに並べるなど、流出防止対策が必要と思われます。
実施後の管理方法	随時、新芽を刈り取る。	昨年度実施個所（竹林伐採）は、新たな芽がでているので、竹林の管理に関しては継続して実施することが必要。（新芽のうちに伐採）
コメント	・新住宅地整備事業の隣接地であり、該当地上部が造成平面になっているので、排水経路の確認をすることが望ましい。皆伐後、中小径木は、できるだけ等高線沿いの残樹木（株）に引っ掛ける形で集積すること、また、萌芽枝の管理などを適切に行う必要があると思われます。	
添付資料	神戸市情報マップから 地域森林計画、市街化調整区域の土地利用、風致地区・緑地関係・生産緑地など、都市計画用途区域図	

審査に係る事項

審査項目	評価 (A, B, C の3段階評価)	意見
(2) -③ 事業の趣旨に適合している	B	「近隣圃場への日照確保」は直接的には里山林の整備に該当しない。
(2) -④ 実現性のある事業内容である	A	必要な人員および機材が確保されている。また、過大な機材導入も見られない。
(2) -⑤ 事業の緊急性がある	A	繁茂した竹により、地区内の里山林を含む景観が相当損なわれており、緊急性は高い。
(2) -⑥ 集落全体への事業効果の波及が期待できる	A	今年度の事業対象地をモデル的に整備することで、次年度以降別事業地の整備による集落全体への効果の波及が期待できる。

現況写真

